

2027年国際園芸博覧会 医療救護協議会 設置規程

(設置目的)

第1条 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）は、2027年国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）の来場者等の医療救護について必要な事項を協議し、計画の策定に資することを目的として、2027年国際園芸博覧会医療救護協議会（以下「協議会」という。）を設置する。協議会の組織及び運営に関しては、この規程の定めるところによる。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 会場内における医療救護体制に関すること。
- (2) 医療機関への救急搬送体制に関すること。
- (3) その他、博覧会の円滑な運営を図るため、医療救護について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 構成員の任期は、第1回協議会の開催日から、協議会が解散するまでとする。

(議長及び副議長)

第4条 協議会に議長及び副議長2名を置く。

- 2 議長は、協議会の構成員が互選する。
- 3 副議長は、議長が指名する者がこれに当たる。
- 4 議長は、協議会の会務を掌理し、協議会の議事を主宰する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故のあるときは、議長の職務を代行する。

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 協議会は、構成員の過半数の出席によって成立する。
- 3 構成員の会議への出席は、オンライン出席も可能とする。
- 4 議長は、必要と認めるときは、協議会の構成員以外の者に対し協議会への出席を求めることができる。
- 5 構成員は、議長に事前に届け出るにより、指名した代理者を出席させることができる。

(分科会)

第6条 協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、協議会において協議すべき事項について、専門的に検討を行うものとする。
- 3 分科会に属する構成員は、議長が指名する。
- 4 分科会に分科会長を置き、議長が指名する者がこれに当たる。
- 5 分科会長は、分科会の会務を掌理し、分科会の議事を主宰する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する構成員のうちから議長が指名した者が、その職務を代理する。

(協議会及び資料の取扱い)

第7条 協議会は原則非公開とする。ただし、協議会の開催概要については公表することができる。

- 2 協議会で使用した資料は、原則非公表とする。

(構成員への謝金)

第8条 協会は構成員に対し、協議会への出席ごとに謝金及び交通費を支払う。ただし、オンライン出席の場合は交通費を支払わない。

(協議会の解散)

第9条 協議会は、2027年9月26日をもって解散する。

(守秘義務)

第10条 構成員は、協議会の職務の執行を通じて知り得た協会及び他の構成員に関する情報について守秘義務を負う。構成員退任後も同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、協会の運営部が担う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。ただし、議長はこれを協会の代表理事に委任することができる。

附則

この規程は、2024年11月14日から施行する。

附則

この規程は、2025年 2 月 6 日から施行する。

附則

この規程は、2025年 6 月23日から施行する。

附則

この規程は、2026年 7 月28日から施行する。

別表（第3条関係）医療救護協議会構成員

横浜市立大学大学院 医学研究科救急医学教室 主任教授 竹内一郎
横浜市医師会 副会長
横浜市病院協会 副会長
神奈川県看護協会 常務理事
横浜労災病院 救急災害医療部副部長
神奈川県済生会横浜市東部病院 救命救急センター長
昭和医科大学横浜市北部病院 救急診療科長
昭和医科大学藤が丘病院 救命救急センター長
横浜市立市民病院 救命救急センター長
国立病院機構横浜医療センター 救命救急センター長
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 救命救急センター長
横浜市立みなと赤十字病院 救急部長
神奈川県健康医療局 保健医療部長
横浜市防災・危機管理統括本部 防災・危機管理推進部長
横浜市医療局 地域医療部長
横浜市消防局 救急部長